

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
1	3月15日	—	変更認可申請書	—	今回の変更認可申請の元となっている申請書が分かるように整理すること。	変更認可申請書に「本設計及び工事計画変更認可申請書は、「女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書本文及び添付書類」(令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可)についての変更認可申請である。」の記載を追記しました。	「設計及び工事計画変更認可申請書 申請範囲及び目録」(O2-変2-工-F-01-0001 改0) (p.3)	4月5日 回答済	
2	3月15日	O2-変2-他-F-24-0001 改0	女川原子力発電所第2号機設計及び工事計画認可申請の概要	p.4	「○」と「ー」の定義を整理すること。 また、残留熱除去系主要弁の弁体修理工事において「VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」を「ー」としている理由について回答すること。	「○」の定義を記載しました。 また、残留熱除去系主要弁の弁体修理工事において「VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」を「ー」としている理由は、同仕様の弁体への取替えであり、今回の申請に伴う基本設計方針の変更はないことから、発電用原子炉の設置の許可との整合性に変更は生じないため不要としています。	「女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請の概要」(O2-変2-他-F-24-0001 改1) (p.4)	4月5日 回答済	
3	3月15日	O2-変2-他-F-24-0001 改0	女川原子力発電所第2号機設計及び工事計画認可申請の概要	p.6~9	設計変更ではない場合は、その旨が分かるように記載し、新規制基準設工認の認可時点での状況が分かるように整理すること。	変更概要について、変更理由の記載を見直し、新規制基準設工認の認可時点での状況が分かるように記載しました。	「女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請の概要」(O2-変2-他-F-24-0001 改1) (p.3,6~10)	4月5日 回答済	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
4	3月15日	①O2-変2-他-F-04-0002 改0 ②O2-変2-他-F-07-0001 改0 ③O2-変2-他-F-08-0001 改0 ④O2-変2-他-F-13-0001 改0	①女川2号機 原子炉冷却材 浄化系主配管の要目表の記 載の変更に伴う設計及び工 事の計画の変更認可申請の 扱いについて ②女川2号機 非常用ガス処 理系主要弁の記載の変更に 伴う設計及び工事の計画の 変更認可申請の扱いについ て ③女川2号機 原子炉格納容 器調気系主配管の記載の変 更に伴う設計及び工事の計 画の変更認可申請の扱いに ついて ④女川2号機 外郭浸水防護 設備(逆止弁付ファンネル)の 設計進捗に伴う設計及び工 事の計画の変更認可申請の 扱いについて	p.1	新規制基準設工認の認可内容 と今回の変更認可申請のつな がりが見直されることが分 かるように整理すること。	新規制基準設工認の認可内容 と今回の変更認可申請のつな がりが見直されることが分 かるように「1. 目的」およ び「3. 必要性」の記載を見 直しました。	①「女川2号機 原子炉冷却材 浄化系主配管の要目表の記 載の変更に伴う設計及び工 事の計画の変更認可申請の 扱いについて」(O2-変2-他- F-04-0002 改1) (p.1) ②「女川2号機 非常用ガス 処理系主要弁の記載の変 更に伴う設計及び工事の計 画の変更認可申請の扱いに ついて」(O2-変2-他-F-07- 0001 改1) (p.1) ③「女川2号機 原子炉格納 容器調気系主配管の記載 の変更に伴う設計及び工 事の計画の変更認可申請 の扱いについて」(O2-変2- 他-F-08-0001 改1) (p.1,2) ④「女川2号機 外郭浸水防 護設備(逆止弁付ファン ネル)の設計進捗に伴う設 計及び工事の計画の変更 認可申請の扱いについて」 (O2-変2-他-F-13-0001 改1) (p.2)	4月5日 回答済	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
5	3月15日	①O2-変2-他-F-04-0002 改0 ②O2-変2-他-F-07-0001 改0 ③O2-変2-他-F-08-0001 改0 ④O2-変2-他-F-13-0001 改0	①女川2号機 原子炉冷却材 浄化系主配管の要目表の記 載の変更に伴う設計及び工 事の計画の変更認可申請の 扱いについて ②女川2号機 非常用ガス処 理系主要弁の記載の変更に 伴う設計及び工事の計画の 変更認可申請の扱いについ て ③女川2号機 原子炉格納容 器調気系主配管の記載の変 更に伴う設計及び工事の計 画の変更認可申請の扱いに ついて ④女川2号機 外郭浸水防護 設備(逆止弁付ファンネル)の 設計進捗に伴う設計及び工 事の計画の変更認可申請の 扱いについて	p.1	「3. 工事の必要性」について、変 更の経緯、理由を整理すること。 (例:なぜ曲げ管をエルボに変える 必要があるのか、なぜ規格外 ティーを使う必要があるのかなど)	「3. 工事の必要性」について、変 更の経緯、理由を整理し記載を見 直しました。	①「女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の要目 表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更 認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-04-0002 改1)(p.1) ②「女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の記載の 変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の 扱いについて」(O2-変2-他-F-07-0001 改1)(p.1) ③「女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の記 載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申 請の扱いについて」(O2-変2-他-F-08-0001 改1) (p.1) ④「女川2号機 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファン ネル)の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変 更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-13- 0001 改1)(p.2)	4月5日 回答済	
6	3月15日	O2-変2-他-F-07-0001 改0	女川2号機 非常用ガス処理 系主要弁の記載の変更に伴 う設計及び工事の計画の変 更認可申請の扱いについて	p.1	今回の工事が、「発電用原子炉施 設の設計及び工事の計画に係 る「D.修理」の改造、修理のど ちらに該当するか考え方を整 理すること。	発電用原子炉施設の工事計画に 係る手続きガイドにおいて「修 理」は以下のように定義されて おり、今回の変更内容は「修理 」に該当しないと考えられるた め「改造」として扱うこととし ました。 【D.修理】 供用中に不具合が発見された場 合、又は具体的に不具合が発見 されていない場合であって、他 の事例等から予防保全的に対策 を講じる場合に、設備又は機器 の一部を手直し(溶接補修は除 く。)し、機器の機能維持又は回 復を目的として行う工事をいう。	-	4月5日 回答済	
7	3月15日	O2-変2-他-F-08-0001 改0	女川2号機 原子炉格納容器 調気系主配管の記載の変更 に伴う設計及び工事の計画 の変更認可申請の扱いにつ いて	-	要目表、系統図などを用いて変 更内容を示すこと。	要目表及び主配管配置図の紐づ けを行い変更内容を整理いたし ました。	「女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の記 載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申 請の扱いについて」(O2-変2-他-F-08-0001 改1) (p.4,9,10)	4月5日 回答済	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
8	3月15日	①O2-変2-他-F-04-0001 改0 ②O2-変2-他-F-04-0002 改0 ③O2-変2-他-F-07-0001 改0 ④O2-変2-他-F-08-0001 改0 ⑤O2-変2-他-F-13-0001 改0	①女川2号機 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ②女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ③女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ④女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ⑤女川2号機 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて	①p.8,9 ②p.7~9 ③p.8,9 ④p.7~10 ⑤p.13,14	「設計及び工事の計画の変更の認可申請における技術基準規則の整理結果」について、「○」、「×」の定義を記載の上、必要な条文を抽出し、「○」、「×」と判断した理由を記載するなど、整理の考え方が分かるよう他社も参考にしつつ整理すること。また、各資料の記載の整合を図ること。	「○」、「×」の定義を記載し、必要な条文を抽出して「○」、「×」と判断した理由を記載しました。また、資料間の整合を図りました。	①「女川2号機 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-04-0001 改1) (p.8~13) ②「女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-04-0002 改1) (p.9~20) ③「女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-07-0001 改1) (p.8~12) ④「女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-08-0001 改1) (p.12~26) ⑤「女川2号機 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-13-0001 改1) (p.13~17)	4月5日 回答済	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
9	3月15日	①O2-変2-工-B-01-0001 改0 ②O2-変2-工-B-01-0002 改0 ③O2-変2-工-B-01-0003 改0 ④O2-変2-工-B-18-0001 改0 ⑤O2-変2-工-B-04-0002 改0 ⑥O2-変2-工-B-04-0003 改0 ⑦O2-変2-工-B-07-0001 改0 ⑧O2-変2-工-B-08-0002 改0 ⑨O2-変2-工-B-04-0004 改0 ⑩O2-変2-工-B-04-0005 改0 ⑪O2-変2-工-B-08-0003 改0	①VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 ②VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 ③VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 ④VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 ⑤VI-2-5-4 残留熱除去設備の耐震性についての計算書 ⑥VI-2-5-8 原子炉冷却材浄化設備の耐震性についての計算書 ⑦VI-2-9-4-4 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の耐震性についての計算書 ⑧VI-2-9-4-5 原子炉格納容器調気設備の耐震性についての計算書 ⑨VI-3-3-3 残留熱除去設備の強度計算書 ⑩VI-3-3-7 原子炉冷却材浄化設備の強度計算書 ⑪VI-3-3-6 原子炉格納施設の強度に関する説明書	①p.5,7 ②p.7 ③p.2 ④p.3,8,10 ⑤p.7 ⑥p.7 ⑦p.7 ⑧p.7 ⑨p.28 ⑩p.9,11 ⑪p.24	「～にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。」と記載している箇所について、なぜ変更が必要ないのか理由が分かるように整理すること。	変更がない理由を各資料に追記しました。 また、残留熱除去系主要弁の弁体修理工事においては、同仕様の弁体に取り替えるものであり、要目表においても「変更前に同じ」としていることから設計条件に変更が生じないため、適合性確認は不要と整理しました。 具体的には以下の添付書類を不要と整理しました。 ⑤, ⑨	①「VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」(O2-変2-工-B-01-0001 改1) (p.5,7) ②「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」(O2-変2-工-B-01-0002 改1) (p.7) ③「VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」(O2-変2-工-B-01-0003 改1) (p.2) ④「VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」(O2-変2-工-B-18-0001 改1) (p.3,8,10) ⑥VI-2-5-8 原子炉冷却材浄化設備の耐震性についての計算書(O2-変2-工-B-04-0003 改1) (p.7) ⑦「VI-2-9-4-4 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の耐震性についての計算書」(O2-変2-工-B-07-0001 改1) (p.7) ⑧「VI-2-9-4-5 原子炉格納容器調気設備の耐震性についての計算書」(O2-変2-工-B-08-0002 改1) (p.7) ⑩「VI-3-3-3-7 原子炉冷却材浄化設備の強度計算書」(O2-変2-工-B-04-0005 改1) (p.9,11) ⑪「VI-3-3-6 原子炉格納施設の強度に関する説明書」(O2-変2-工-B-08-0003 改1) (p.24) ⑫「女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-04-0002 改1) (p.21,23,25～33) ⑬「女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-07-0001 改1) (p.13～15,17) ⑭「女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-08-0001 改1) (p.27～29,31,33～35,37～43,45,46) ⑮「女川2号機 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて」(O2-変2-他-F-13-0001 改1) (p.19,20,22)	4月5日 回答済	
10	3月15日	O2-変2-工-A-07-0001 改0	非常用ガス処理系主要弁 要目表	p.3,4	設計確認値とあわせて公称値を記載する必要があるか確認すること。	(令和3年12月23日付け原規規発第2112231号認可時の)補足-100-11において「主要弁の弁箱厚さおよび弁蓋厚さ等の機器仕様上の最小値を記載している場合は『設計確認値』のみ記載する」としていることから、公称値は記載しておりません。	-	4月5日 回答済	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
11	3月15日	①O2-変2-工-A-04-0002 改0 ②O2-変2-工-A-08-0001 改0	①原子炉冷却材浄化系主配管 要目表 ②原子炉格納容器調気系主配管 要目表	①p.3 ②p.5	今回の変更箇所のうち、兼用先があるものは、兼用先の要目表も申請資料に含めるか検討すること。	兼用先の要目表についても申請範囲であることから、申請資料に含めることとし、申請範囲及び目録にも追記しました。また、原子炉格納容器調気系の兼用先である原子炉格納容器フィルタベント系に係る添付書類(説明書)も追加いたします。	①「原子炉冷却材浄化系主配管 要目表」(O2-変2-工-A-04-0002 改1)(p.5~15) ②「原子炉格納容器調気系主配管 要目表」(O2-変2-工-A-08-0001 改1)(p.7~24) ③「設計及び工事計画変更認可申請書_申請範囲及び目録」(O2-変2-工-F-01-0001 改0)(p.4,5) ④「VI-1-8_原子炉格納施設の説明書」(O2-変2-工-B-08-0004 改0)(追加)	4月5日 回答済	
12	3月15日	O2-変2-工-A-13-0001 改0	外郭浸水防護設備 要目表	p.25~32	弁本体以外の材料を記載する必要があるか確認すること。	構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす主となる部分として弁本体の材料を記載していることを確認しました。	-	4月5日 回答済	
13	4月5日	O2-変2-他-F-24-0001 改1	女川原子力発電所第2号機設計及び工事計画認可申請の概要	p.4	「VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」について、①(残留熱除去系主要弁)を「○」とするか、「-」とするか、改めて確認し考え方を整理すること。	残留熱除去系主要弁の弁体取替に伴い、設置許可変更許可申請書との整合性を確認するため「○」としました。	「女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請の概要」(O2-変2-他-F-24-0001 改2)(p.6)	4月13日 回答済	
14	4月5日	O2-変2-他-F-24-0001 改1	女川原子力発電所第2号機設計及び工事計画認可申請の概要	p.10	外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の変更認可申請の目的が他のRHR弁取替を除く3件の申請目的と異なっているため、改めて考え方を整理すること。	外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の設工認資料(要目表、耐震、強度計算書)いずれにおいても板材を使用する記載としていたため、他の申請目的と異なる設計進捗(使用材料の変更)として記載していましたが、既認可時点の実際の設計状況を考慮し、申請目的について要目表の記載変更としました。	「女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請の概要」(O2-変2-他-F-24-0001 改2)(p.3,34)	4月13日 回答済	



No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
15	4月5日	O2-変2-他-F-08-0001 改1	女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて	p.1	継手の製作方法等を踏まえ、適用されるJSMEの評価を整理すること。	継手は直管に穴を開け成形し製作しております。JIS規格品か否かによる製造方法の違いはございません。 JSMEの評価は、「PPC-3400 耐圧設計」、「PPC-3410 形状」により直管、曲げ管、管継手等の形状毎に内圧を受ける管の厚さの規定がありますが、「PPC-3415 管継手」にはJIS外継手に係る具体的な評価方法がありません。このため製作方法より「PPC-3411 直管」の規定に従い必要厚さの確認及び「PPC-3420 穴と補強」により穴の補強計算を実施しております。また、「PPC-3421 一般要求事項」では、「本項の規定に適合する場合は、管の接続部近傍に対しPPC-3410の要求を満足しているものとみなすことができる。」とされており、穴の補強計算により要求事項を満足していることが確認された場合、「PPC-3410 形状」の要求事項を満足した管継手と言えます。なお、従来より同様の評価を実施しているものです。	「原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-4 改0)(p.70,71)	5月11日 回答済み	
16	4月5日	O2-変2-他-F-08-0001 改1	女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて	p.4,9,10	手続き対象を示した図において、系統として途切れなくつながっていることが分かるように記載を工夫すること。	系統図上に手続き範囲を示すことで、系統として途切れなくつながっていることが分かるように記載いたしました。	「原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-4 改0)(p.64~68)	4月13日 回答済	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
17	4月5日	①O2-変2-他-F-04-0001 改1 ②O2-変2-他-F-04-0002 改1 ③O2-変2-他-F-07-0001 改1 ④O2-変2-他-F-08-0001 改1 ⑤O2-変2-他-F-13-0001 改1	①女川2号機 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ②女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ③女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ④女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて ⑤女川2号機 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて	①p.8 ②p.9 ③p.8 ④p.12 ⑤p.13	適用条文と適合性確認条文の定義を記載する必要があるか確認すること。	適用条文と適合性確認条文の定義を記載しました。	①「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改0)(p.8) ②「原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-2 改0)(p.9) ③「非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-3 改0)(p.8) ④「原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-4 改0)(p.13) ⑤「外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-5 改0)(p.13)	4月13日 回答済	
18	4月5日	O2-変2-他-F-04-0001 改1	女川2号機 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて	—	変更の有無にかかわらず、適合性確認に必要な添付書類を改めて整理すること。	適合性確認に必要な添付書類を改めて整理し記載いたしました。	「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改0)(p.13~17)	4月13日 回答済	
19	4月5日	O2-変2-他-F-24-0001 改1	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請の概要	p.3	変更認可申請の目的を類型化出来ると考えられるため、記載について整理すること。	変更認可申請の目的を類型化して記載しました。	「女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請の概要」(O2-変2-他-F-24-0001 改2)(p.3)	4月13日 回答済	
20	4月5日	O2-変2-他-F-24-0001 改1	女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請の概要	p.6~9	表題が同じものについて、表題の末尾に1/4~4/4を記載が必要と考えられるため、記載について整理すること。	表題が同じものについて、表題の末尾に●/●を記載しました。	「女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請の概要」(O2-変2-他-F-24-0001 改2)	4月13日 回答済	
21	4月5日	O2-変2-他-F-04-0001 改1	女川2号機 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて	p.8	適合性確認条文を×とした理由を再度整理すること。	同仕様の弁体取替であるが、取替えた弁体の構造強度等について技術基準への適合性を確認する必要があると再整理し、記載を見直しました。	①「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改0)(p.8~12)	4月13日 回答済	



No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
22	4月5日	O2-変2-他-F-04-0002 改1	女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて	—	復水給水系の添付書類を追加する必要があるか整理すること。	要目表の記載の変更を行う原子炉冷却材浄化系主配管「G31-F022～高圧代替注水系注入配管合流点」及び「高圧代替注水系注入配管合流点～原子炉冷却材浄化系A系注入配管合流点」は耐震評価、応力評価上、復水給水系の解析モデルに含まれることから復水給水系の耐震計算書、応力計算書についても添付することとします。	②「原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-2 改0)(p.22,27,29)	5月11日 回答済み	
23	4月13日	審査会合:資料3-3 (ヒアリング資料: O2-変2-他-F-04-0002 改1)	女川2号機 原子炉冷却材浄化系 主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて	—	原子炉冷却材浄化系の要目表変更に伴う添付書類の変更有無とその理由をより明確にすること。特に、新規制工認から変更はないとしている添付書類については、新規制工認からエルボで設計・評価されていることを補足説明資料等で記載の充実化を図ること。  また、原子炉冷却材浄化系 主配管以外の案件についても同様に記載の充実化を図ること。	添付書類の変更有無とその理由を整理しました。また、変更のある添付書類について比較表を作成し、変更のない計算書については変更のない理由について説明資料を作成しました。	①「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改0)(p.18～25) ②「原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-2 改0)(p.31～74) ③「非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-3 改0)(p.18～21) ④「原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-4 改0)(p.46～63,72～93) ⑤「外郭浸水防護設備(逆止弁ファンネル)の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-5 改0)(p.23～46)	5月11日 回答済み	
24	4月13日	審査会合:資料3-5 (ヒアリング資料: O2-変2-他-F-08-0001 改1)	女川2号機 原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて	—	JIS規格外継手の評価について、JSME設計・建設規格(PPC-3420)を用いる妥当性を明確にして補足説明資料に整理すること。	No.15にて回答いたします。	「原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-4 改0)(p.70,71)	5月11日 回答済み	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
25	5月11日	O2-補-E-01-0100-6-2 改0	原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について	-	補足説明資料等で従来から変更がないとしていることについて、添付書類を含めた申請書類で整理すること。(他の案件も同様)	各添付書類に従来の評価から変更がない理由を充実しました。	①「VI-1-1-1 発電用原子炉設置許可整合性説明書」(O2-変3-工-B-01-0001 改3) (p.10) ②「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」(O2-変2-工-B-01-0002 改2) (p.7) ③「VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」(O2-変2-工-B-01-0003 改2) (p.2) ④「VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」(O2-変2-工-B-18-0001 改3) (p.3,9,11) ⑤「VI-2-5-4 残留熱除去設備の耐震性についての計算書」(O2-変2-工-B-04-0002 改1) (p.7) ⑥「VI-2-5-8 原子炉冷却材浄化設備の耐震性についての計算書」(O2-変2-工-B-04-0003 改2) (p.7) ⑦「VI-2-9-4-4 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の耐震性についての計算書」(O2-変2-工-B-07-0001 改2) (p.7) ⑧「VI-2-9-4-5 原子炉格納容器調気設備の耐震性についての計算書」(O2-変2-工-B-08-0002 改2) (p.7) ⑨「VI-3-3-3-3 残留熱除去設備の強度計算書」(O2-変2-工-B-04-0004 改1) (p.31) ⑩「VI-3-3-3-7 原子炉冷却材浄化設備の強度計算書」(O2-変2-工-B-04-0005 改3) (p.16) ⑪「VI-3-3-6 原子炉格納施設の強度に関する説明書」(O2-変2-工-B-08-0003 改2) (p.24) ⑫「VI-1-8 原子炉格納施設の説明書」(O2-変2-工-B-08-0004 改1) (p.5) ⑬「VI-2-5-3 原子炉冷却材の循環設備の耐震性についての計算書」(O2-変2-工-B-04-0006 改1) (p.7)	5月24日 回答済み	
26	5月11日	O2-補-E-01-0100-6-4 改0	原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について	-	JSMEは何をどう評価しているのか整理すること。変更理由をJIS規格外継手と記載しているが、要目表は「管」として記載し、継手で評価していることについて考え方を整理すること。また、JIS規格外継手の社内の考え方があれば整理すること。	コメント内容について補足説明資料に整理しました。	「原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-4 改1) (p.72~74)	5月24日 回答済み	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
27	5月11日	O2-補-E-01-0100-6-1 改0	残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について	-	適用条文と適合性確認条文について、「○」と「×」をどういった観点で整理しているか整理すること。(他の案件も同様)	本申請に伴い確認すべき条文が明確になるように再整理を実施しました。	①「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改1)(p.8~12) ②「原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-2 改1)(p.31~74) ③「非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-3 改1)(p.8~12) ④「原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-4 改1)(p.13~29) ⑤「外郭浸水防護設備(逆止弁ファンネル)の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-5 改1)(p.23~46)	5月24日 回答済み	
28	5月24日	O2-補-E-01-0100-6-1 改1	残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について	p.24	構造図について、最新版なのか位置づけを整理すること。	最新版であることが分かるように記載の見直しをしました。	「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改2)(p.24)	6月2日 回答済み	
29	5月24日	O2-変2-工-B-04-0002 改2	VI-2-5-4 残留熱除去設備の耐震性計算書	p.7	実際の解析条件の重量等、評価結果も変更がないという具体的なところは補足資料等で資料の充実を図ること。	右記の資料の記載の充実を図りました。	①「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改2)(p.24) ②「VI-2-5-4 残留熱除去設備の耐震性計算書」(O2-変2-工-B-04-0002 改3)(p.7)	6月2日 回答済み	
30	5月24日	O2-補-E-01-0100-6-4 改1	原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について	p.74	JIS規格外管継手について、要目表に1行で記載している理由を整理すること。	JIS規格外管継手は、管として評価するため要目表には一行で記載しJIS規格管継手と差別化している旨を追記しました。	「原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-4 改2)(p.74)	6月2日 回答済み	
31	5月24日	O2-補-E-01-0100-6-1 改1	残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について	p.23	各補足説明資料の前後比較表がいつ時点のものを使っているのか明示すること。(凡例も記載するなど工夫すること)	比較表の変更前は当該申請書類の最新認可版(令和4年9月28日付け認可または令和3年12月23日付け認可)となるため、比較表にどちらを使用しているか分かるように記載を追記しました。 変更後はヒアリング資料提出時点の最新版としています。	①「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改2)(p.22, 23, 25~34) ②「原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-2 改2)(p.45~52, 67~75) ③「非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-3 改2)(p.26~40) ④「原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-4 改2)(p.75~80,91~96) ⑤「外郭浸水防護設備(逆止弁ファンネル)の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-5 改2)(p.28~46)	6月2日 回答済み	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
32	5月24日	O2-補-E-01-0100-6-1 改1	残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について	p.9	添付書類「設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果」において、補足説明資料100-2(技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表)での整理と異なる点(補足説明資料100-2では28条, 32条では耐震性の説明書が入っていない等)があることから関係を整理すること。	28条および32条の機能要求について耐震性も含めて確認することとして耐震計算書を記載しておりましたが、5条の地震による損傷の防止で包絡されるため、対象外としました。	「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改2)(p.9~10)	6月2日 回答済み	
33	5月24日	O2-補-E-01-0100-6-3 改1	非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について	—	SGTS主要弁について、技術基準の17条が審査対象条文となっておらず基本設計方針の主要設備リストにてクラス4と記載されているが、クラス4に対する評価の考え方について説明すること。	当初、SGTS主要弁の要目表記載変更は、実工事を伴うものでないことから強度評価対象外と考え技術基準17条について適用条文に該当しないものと整理しておりました。 しかしながら、本申請は、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドにおいて「改造」に該当するものであり、補足-700-2(強度評価対象弁の選定について)では強度評価対象に該当することを確認しました。また、改めて弁の設計を確認したところ、クラス2弁として設計されていることを確認したことから基本設計方針(主要設備リスト)の機器クラスをクラス2へ見直すとともに、17条が審査対象条文に該当するものとして強度計算書及び構造図を添付しました。	「非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-3 改2)(p.1,11,20,24,25,29~40) 「設計及び工事計画変更認可申請書 参考資料」(O2-変2-工-F-01-0003 改2)(p.11) 「Ⅱ 7.4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格」(O2-変2-工-D-08-0001 改0)(新規追加)	6月2日 回答済み	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
34	5月24日	O2-補-E-01-0100-6-1 改1	残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について	p.8	添付書類「設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果」において、「適合性を確認するための申請書類」欄を整理すること。	「適合性確認に必要な申請書類」は補足説明資料100-2との整合性も含め再整理しました。なお、補足説明資料100-2に記載されているもののうち、図面を除く主な添付書類について記載しました。	①「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改2)(p.8~12) ②「原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-2 改2)(p.8~17) ③「非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-3 改2)(p.8~12) ④「原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-4 改2)(p.13~29) ⑤「外郭浸水防護設備(逆止弁ファンネル)の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-5 改2)(p.13~17)	6月2日 回答済み	
35	6月2日	—	変更認可申請書	—	今回の変更認可申請書の中で要目表の作成ルールに統一感がない(変更前を直す場合と、変更後を直す場合など)ため作成ルールを整理すること。	要目表含め本文の記載ルールを統一しました。(変更前に認可済みの最新の要目表、変更後に今回の申請内容を記載することとし、書き表せないものについては注記等にて記載することとしました。)	①「残留熱除去系主要弁 要目表」(O2-変2-工-A-04-0001_改1)(p.1~13) ②「原子炉冷却材浄化系主配管 要目表(兼用する非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(高压代替注水系)主配管及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(高压代替注水系)主配管を含む)」(O2-変2-工-A-04-0002 改2)(p.1~15) ③「非常用ガス処理系主要弁 要目表」(O2-変2-工-A-07-0001 改1)(p.1,2) ④「原子炉格納容器調気系主配管 要目表(兼用する原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系)並びに圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(原子炉格納容器フィルタベント系)及び圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置(原子炉格納容器フィルタベント系)主配管を含む)」(O2-変2-工-A-08-0001 改2)(p.2~6,8~10,12,13,15~17,19~24) ⑤「外郭浸水防護設備 要目表」(O2-変2-工-A-13-0001 改1)(p.1~32)	今回回答	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
36	6月2日	O2-変2-工-F-01-0003 改2	設計及び工事計画変更認可申請書 参考資料	p.1~43	変更前後比較表は参考資料等ではなく、本文扱いとしてはどうか。	Ⅱ 工事計画に記載の要目表の構成をNo.35のとおり見直すこととしたため、参考資料は申請書から削除することとしました。		なし	今回回答
37	6月2日	—	変更認可申請書	—	RHR弁について、工事の方法を添付していない理由を整理すること。	今回の変更認可申請においては、既に認可を受けた設計および工事の計画から変更となる書類で構成し、『工事の方法』など計画の変更を行わない書類については対象工事の計画に必要であると認識していたが、内容変更を伴わないため、手続き対象設備の概要を示す系統図や技術基準各条文の適合性を示す耐震計算書など一部の説明書等を除き、変更認可申請書の構成からは外していた。 実用炉規則に定められている変更認可申請に必要な『工事の方法』を含めた全ての書類で構成するよう見直す。		—	今回回答 (一部)



No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
38	6月2日	—	変更認可申請書	—	要目表, 基本設計方針などで令和4年9月28日付け原規規発第2209283号にて認可された申請書と今回の申請書で作成方法に違いがあると思われるため, 今回, 作成方法を変えるのであれば変える理由を説明すること。	要目表, 基本設計方針等の作成方法については令和4年9月28日付け原規規発第2209283号にて認可された申請書と同様とすることとしました。(No.35のとおり)	—	今回回答	
39	6月2日	—	変更認可申請書	—	品質マネジメントシステムに定めたプロセスに基づき要目表, 様式, 申請書の作成, 関係者チェックを実施していることを整理すること。申請に必要な書類に抜けがある場合は原因と対策を示すこと。	今回の変更認可申請に係る設計業務については, 品質マネジメントシステムに定めたプロセスに従い実施しています。なお, No.37の記載のとおり, 実用炉規則に定められている変更認可申請に必要な『工事の方法』を含めた全ての書類で構成するよう見直します。	—	今回回答 (一部)	
40	6月2日	O2-補-E-01-0100-6-1 改2	残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について	p.8	15条は各項のうち保守についてのみ記載しているが, 15条の他項について適用される項を整理すること。	第15条について, 適用される項を明記し, 記載を充実しました。  第15条の1項(発電用原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力), 第15条の3項(放射性廃棄物を処理する設備)については, 該当する設備はありません。	①「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改3)(p.8) ②「原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-2 改3)(p.8) ③「非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-3 改3)(p.12) ④「外郭浸水防護設備(逆止弁ファンネル)の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-5 改3)(p.13)	今回回答 (一部)	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
41	6月5日	O2-補-E-01-0100-6-1 改2	残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について	p.8	14条についても15条と同様に条文整理を行うこと。	第14条について、適用される項を明記し、記載を充実しました。	①「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改3)(p.8) ②「原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-2 改3)(p.8) ③「非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-3 改3)(p.12) ④「外郭浸水防護設備(逆止弁ファンネル)の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-5 改3)(p.13)	今回回答 (一部)	
42	6月5日	O2-補-E-01-0100-6-1 改2	残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について	p.10	38条について説明できるロジックを整理すること。	第38条2項の操作性が、適用項とならない考え方について、記載を充実しました。	①「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改3)(p.10) ②「原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-2 改3)(p.10) ③「非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-3 改3)(p.14) ④「外郭浸水防護設備(逆止弁ファンネル)の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-5 改3)(p.15)	今回回答 (一部)	
43	6月5日	O2-補-E-01-0100-6-1 改2	原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について	p.60-68	色分けを凡例をつけて説明すること。P.7とも紐づけること。	配管名称及び申請対象毎に色分けをしていることについて凡例を追加しました。また、申請対象部位について、主配管の配置を明示した図面と紐づけいたしました。	「原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-2 改3)(p.62~68)	今回回答	
44	6月5日	O2-補-E-01-0100-6-2 改2	原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について	p.6	復水給水系の図面について、要否を確認の上、必要に応じて添付すること。	当該系統図で、主配管の範囲(例:G31-F022~高圧代替注水系入口配管合流点)が確認できるように系統図を見直します。	「原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-2 改3)(p.6)	今回回答	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
45	6月5日	O2-補-E-01-0100-6-2 改2	原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について	p.7	太線、細線などの意味が分かるように凡例を記載すること。別資料を提出済みであればその旨を回答すること	補足説明資料「補足-100-1.工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について」の「3.添付図面の記載方法」(P.7-5～7-12)に基づき、記載しているものになります。主配管の配置を明示した図面においては、当該系統の主経路である配管については太線で示し、当該系統以外の配管や主経路以外の配管については細線(破線)で示しております。	「原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-2 改3)(p.7)	今回回答 (一部)	
46	6月5日	O2-補-E-01-0100-6-2 改2	原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について	p.9	19条について、配管内円柱状構造物がないことは設計図面で確認しているが、今の申請書類で明確に判断できるか整理すること。	配管内円柱状構造物が今回の申請範囲になく、高サイクル熱疲労についても評価対象外であることを、申請書類(添付資料 VI-1-4-2 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書)にて整理することと致しました。	「原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-2 改3)(p.9)	今回回答	
47	6月5日	O2-補-E-01-0100-6-3 改2	非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について	p.17	設定根拠の説明書や各種図面を添付する理由が、要目表と基本設計方針の記載の変更となっているが、両方が設定根拠を添付する理由となるのか。誤解を与えないように必要に応じて記載を見直すこと。	非常用ガス処理系の主要弁の添付書類等は、要目表の記載に基づき作成するものであるため、理由欄の記載を見直しいたします。	「非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-3 改3)(p.17～21)	今回回答	
48	6月5日	O2-補-E-01-0100-6-3 改2	非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について	p.1	要目表の記載の変更概要において実工事を実施するように読めるため、これまでの説明内容が正しく読み取れるように記載すること。	要目表の変更前を適正化するものと変更後を適正化するものについて違いがわかるように書き分けいたしました。	「非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-3 改3)(p.1)	今回回答	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
49	6月5日	O2-補-E-01-0100-6-4 改2	原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について	p.1	2. 要目表の記載の変更の概要について、厚肉化を今回の申請で実施するわけでないのであれば、今回の申請内容が正確に読み取れるように記載を整理すること。	厚肉化は、既認可前より計画し工事を実施してきているものであり、この工事の内容が要目表に適切に記載されていなかったため本申請により記載変更するものです。今回の申請により厚肉化工事を実施するものではないことが読み取れるように記載を見直します。	-	今回回答 (一部)	
50	6月5日	O2-補-E-01-0100-6-4 改2	原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について	p.1	JIS規格外管継手と直管の溶接方法を補足説明資料に記載すること。また、溶接に当たっての配慮事項があれば合わせて記載すること。	JIS規格外管継手と直管は、突合溶接を行います。溶接に当たってJIS規格外管継手のほうが直管に比べ厚肉であるため管継手の厚さを直管に合わせるための内旋加工を実施し開先加工を行っております。これらの方法について補足説明資料に追記します。	-	今回回答 (一部)	
51	6月5日	O2-補-E-01-0100-6-4 改2	原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について	p.66	既設配管の一部厚肉化によりSM41Cのエルボがなくなると記載があるが、当該のエルボはどのエルボか図面で示すこと。	参考資料1の主配管の配置を明示した図面(その4)に記載の管No.②0が厚肉化されたエルボを示しておりこのエルボの厚肉化によりSM41Cのエルボがなくなります。	-	今回回答 (一部)	
52	6月5日	O2-補-E-01-0100-6-5 改2	外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の要目表記載変更について	p.1	材料変更の経緯等について記載の充実を図ること。	要目表の材料に係る表記を変更するに至った経緯について、記載の充実化を図りました。	「外郭浸水防護設備(逆止弁ファンネル)の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-5改3)(p.1~2)	今回回答	
53	6月5日	O2-補-E-01-0100-6-5 改2	外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の要目表記載変更について	p.3	構造図が何を示す図なのかを記載すること。	構造図は新たな規制要求に対応する工事を実施するための設計図書であること記載いたしました。	「外郭浸水防護設備(逆止弁ファンネル)の要目表記載変更について」(O2-補-E-01-0100-6-5改3)(p.3)	今回回答	
54	6月5日	-	変更認可申請書(添付書類全体)	-	申請書における添付書類の構成について、統一を図ること。(変更となる添付書類を一式アップデートするのか、該当するもののみとするか整理すること。)	今回の変更認可申請書の添付書類について、変更認可申請に係る工事に関連する添付書類を明確化するとともに、他プラント変更認可実績も踏まえ、既に認可いただいた書類の一式アップデートすることで再整理いたします。	①「今回の設計及び工事の計画の変更に係る添付書類の整理」(O2-変2-他-F-24-0003改4別紙)	今回回答 (一部)	

No.	指摘日	資料番号	図書名称	頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答 状況	備考
55	6月5日	O2-変2-工-B-04-0004 改2	VI-3-3-3-3_RHR設備の強度計算書	-	新設, 既設の考えを整理して資料としてまとめてほしい。(新規制工認の際にまとめていれれば示してほしい)	「VI-3-2-1 強度計算方法の概要」に新設または既設の記載方法について記載があります。 要目表記載機器単位で判断しており, 例えば弁の新たな設置また既設弁を一式取替する場合は「新設」と記載し, 既存の弁の一部を取替る場合は「既設」と記載します。	-	今回回答	
56	6月2日	O2-補-E-01-0100-6-1 改2	残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について	p.8	基本設計方針の記載も考慮し, 19条に該当しない理由を説明すること。	技術基準19条において流体振動等の損傷防止の対象設備は「一次冷却系統」となっており, 一次冷却系統の定義は設置許可基準規則(解釈)より「炉心を直接冷却する冷却材が循環する回路」となってる。E11-F004A,Bはサプレッションチェンバを水源として原子炉へ注水するための流路であり, 冷却材を循環する設備に該当しない。基本設計方針の「原子炉冷却系統」は技術基準19条の対象設備を総称して記載しており, 該当する対象設備は「一次冷却系統」と同一となります。	①「残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について」(O2-補-E-01-0100-6-1 改3)(p.9,35,36)	今回回答	

## 今回の設計及び工事の計画の変更に関する添付書類の整理

令和3年12月23日付け原規規発第2112231号及び令和4年9月28日付け原規規発第2209283号にて認可された設計及び工事の計画の添付書類（抜粋）

### VI-1 説明書

#### VI-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書

##### VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

###### VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

###### VI-1-1-1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性

##### VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書

・

・

#### VI-1-2 原子炉本体の説明書

#### VI-1-3 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の説明書

・

### VI-2 耐震性に関する説明書

#### VI-2-1 耐震設計の基本方針

・

・

#### VI-2-5 原子炉冷却系統施設の耐震性についての計算書

##### VI-2-5-1 原子炉冷却系統施設の耐震性についての計算結果

##### VI-2-5-2 原子炉冷却材再循環設備の耐震性についての計算書

##### VI-2-5-3 原子炉冷却材の循環設備の耐震性についての計算書

##### VI-2-5-4 残留熱除去設備の耐震性についての計算書

###### VI-2-5-4-1 残留熱除去系の耐震性についての計算書

###### VI-2-5-4-1-1 残留熱除去系熱交換器の耐震性についての計算書

###### VI-2-5-4-1-2 残留熱除去系ポンプの耐震性についての計算書

###### VI-2-5-4-1-3 残留熱除去系ストレーナの耐震性についての計算書

###### VI-2-5-4-1-4 管の耐震性についての計算書（残留熱除去系）

###### VI-2-5-4-1-5 ストレーナ部ティーの耐震計算書（残留熱除去系）

##### VI-2-5-4-2 耐圧強化ベント系の耐震性についての計算書

・

次頁以降に  
添付書類の  
目次整理例  
を示す

### VI-3 強度に関する説明書

#### VI-3-1 強度計算の基本方針

#### VI-3-2 強度計算方法

#### VI-3-3 強度計算書

・

### VI-4 その他計算書

### VI-5 計算機プログラム（解析コード）の概要

### VI-6 図面

#### 凡例

今回変更認可申請の内容に関係し記載内容に変更がある図書



今回変更認可申請の内容に関係し記載内容に変更がない図書



今回変更認可申請の内容に関係せず記載内容に変更がない図書





## VI 添付書類

## 目 次

- VI-1 説明書
- VI-2 耐震性に関する説明書
- VI-3 強度に関する説明書
- VI-5 計算機プログラム（解析コード）の概要
- VI-6 図面

注：令和3年12月23日付け原規規発第2112231号及び令和4年9月28日付け原規規発第2209283号にて認可された設計及び工事の計画の他の添付書類については、今回の設計及び工事の計画の変更に関係せず、記載内容に変更はない。

## VI-2 耐震性に関する説明書

目 次

VI-2-1	耐震設計の基本方針
VI-2-2	耐震設計上重要な設備を設置する施設の耐震性についての計算書
VI-2-3	原子炉本体の耐震性についての計算書
VI-2-4	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の耐震性についての計算書
VI-2-5	原子炉冷却系統施設の耐震性についての計算書
VI-2-6	計測制御系統施設の耐震性についての計算書
VI-2-7	放射性廃棄物の廃棄施設の耐震性についての計算書
VI-2-8	放射線管理施設の耐震性についての計算書
VI-2-9	原子炉格納施設の耐震性についての計算書
VI-2-10	その他発電用原子炉の附属施設の耐震性についての計算書
VI-2-11	波及的影響を及ぼすおそれのある施設の耐震性についての計算書
VI-2-12	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価
VI-2-13	地下水位低下設備の耐震性についての計算書
VI-2-別添 1	火災防護設備の耐震性についての計算書
VI-2-別添 2	溢水防護に係る施設の耐震性に関する説明書
VI-2-別添 3	可搬型重大事故等対処設備等の耐震性に関する説明書

注：「VI-2-1 耐震設計の基本方針」、「VI-2-2 耐震設計上重要な設備を設置する施設の耐震性についての計算書」、「VI-2-5 原子炉冷却系統施設の耐震性についての計算書」、「VI-2-9 原子炉格納施設の耐震性についての計算書」、「VI-2-10 その他発電用原子炉の附属施設の耐震性についての計算書」、「VI-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価」以外は、今回の設計及び工事の計画の変更に関係せず、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号及び令和4年9月28日付け原規規発第2209283号にて認可された設計及び工事の計画の記載内容に変更はない。

なお、「VI-2-1 耐震設計の基本方針」、「VI-2-2 耐震設計上重要な設備を設置する施設の耐震性についての計算書」、「VI-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価」は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号及び令和4年9月28日付け原規規発第2209283号にて認可された設計及び工事の計画の記載内容に変更はない。

## VI-2-5 原子炉冷却系統施設の耐震性についての計算書

目 次

- VI-2-5-1 原子炉冷却系統施設の耐震性についての計算結果
- VI-2-5-2 原子炉冷却材再循環設備の耐震性についての計算書
- VI-2-5-3 原子炉冷却材の循環設備の耐震性についての計算書
- VI-2-5-4 残留熱除去設備の耐震性についての計算書
- VI-2-5-5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の耐震性についての計算書
- VI-2-5-6 原子炉冷却材補給設備の耐震性についての計算書
- VI-2-5-7 原子炉補機冷却設備の耐震性についての計算書
- VI-2-5-8 原子炉冷却材浄化設備の耐震性についての計算書

注：「VI-2-5-1 原子炉冷却系統施設の耐震性についての計算結果」、「VI-2-5-4 残留熱除去設備の耐震性についての計算書」、「VI-2-5-5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の耐震性についての計算書」、「VI-2-5-8 原子炉冷却材浄化設備の耐震性についての計算書」以外は、今回の設計及び工事の計画の変更に関係せず、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画の記載内容に変更はない。

なお、「VI-2-5-1 原子炉冷却系統施設の耐震性についての計算結果」、「VI-2-5-5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の耐震性についての計算書」は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画の記載内容に変更はない。



VI-2-5-4 残留熱除去設備の耐震性についての計算書

目 次

VI-2-5-4-1 残留熱除去系の耐震性についての計算書

VI-2-5-4-2 耐圧強化ベント系の耐震性についての計算書

注：「VI-2-5-4-2 耐圧強化ベント系の耐震性についての計算書」は、今回の設計及び工事の計画の変更に関係せず、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画の記載内容に変更はない。

VI-2-5-4-1 残留熱除去系の耐震性についての計算書

目 次

- VI-2-5-4-1-1 残留熱除去系熱交換器の耐震性についての計算書
- VI-2-5-4-1-2 残留熱除去系ポンプの耐震性についての計算書
- VI-2-5-4-1-3 残留熱除去系ストレーナの耐震性についての計算書
- VI-2-5-4-1-4 管の耐震性についての計算書（残留熱除去系）
- VI-2-5-4-1-5 ストレーナ部ティーの耐震計算書（残留熱除去系）

注：「VI-2-5-4-1-4 管の耐震性についての計算書（残留熱除去系）」以外は、令和3年12月23日  
付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画の記載内容に変更はない。

VI-2-5-4-1-4 管の耐震性についての計算書  
(残留熱除去系)

1. 管の耐震性についての計算書（残留熱除去系）

本申請は、残留熱除去系 主要弁（E11-F004A, B）の弁体を取替えるものであるが、過去の製作図面に基づき同仕様（材料、寸法、重量）の弁体を製作するものであり、解析条件となる重量等に変更はなく、評価結果の変更もないことから、本計算書は令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。